

令和 2 年度第 1 回千葉市境影響評価審査会（書面審議）での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
1	(1)規模要件	事務局案に賛成です。(理由；近郊緑地保全区域等（特定区域）を配慮しても 10 ha 以上が条例アセスの対象となっており、また面積のみという簡便な指標となっていることから。)	事務局案にご賛同いただき、ありがとうございます。 他の委員からのご意見も踏まえまして、今後、改正方針（案）についてパブリックコメント手続を実施させていただき、市民からも広く意見を求めてまいります。
2	(1)規模要件	区域によらず一律で 10ha 以上とすることはいいと思います。騒音苦情は典型 7 公害の中で最も苦情が多いことから、小規模事業であっても住宅が近い場合には防音が必要だと思います。	事務局案にご賛同いただき、ありがとうございます。 他の委員からのご意見も踏まえまして、今後、改正方針（案）についてパブリックコメント手続を実施させていただき、市民からも広く意見を求めてまいります。 なお、条例の対象事業に該当しない 10ha 未満の太陽電池発電所についても、令和 2 年 3 月 31 日に、環境省が「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しており、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保される仕組みを作っています。
3	(1)規模要件	例えば 8ha と 8ha の敷地がありその間に 4m の市道がある場合も別敷地とみなせるか。	ご提示された例については、事業の内容により別敷地とみなすか否かを判断します。 例えば、2 つの敷地の事業について、事業の実施者が同一、実施期間が同時期、駐車場や事務所が共用等の状況であれば、明らかに一体の事業であると判断できるため、16ha（8ha＋8ha）の太陽電池発電所等区域面積として捉えることとなります。 なお、市道については、民間事業者が事業を実施する場合、市道に与える環境影響について、調査、予測、評価及び環境保全の措置の検討を行う必要があると考えます。

令和2年度第1回千葉市境影響評価審査会（書面審議）での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
4	(1)規模要件	事業の要件「太陽電池発電所の変更の工事の事業」について、「新設を伴うもの。」とあるが、これは追加設置のことで、パネルやパワーコンディショナを更新する場合は当てはまらないか。	当該要件は法の対象事業における変更の工事の事業の考え方を参考にしており、本市においてもその考え方を踏まえ、改正方針（案）に盛り込んでおります。 変更の工事の事業については、「発電設備（※）の新設を伴うもの」を事業の要件としていることから、太陽光パネルやパワーコンディショナ等の個々の機器の更新については対象となりません。 ※発電設備：発電機ならびにそれと一体となって発電に供される原動力設備、電気設備の総合体
5	(2)軽微な修正の要件	反射光障害のことを考えると敷地位置の変化が300m 以下の場合でも、環境影響は大きく変わる場合もあるのではないかと。（敷地の傾斜の変化による影響の差も含めて）	経済産業省が策定した「発電所に係る環境影響評価の手引き」の131 ページ 第1章 9 軽微変更等の考え方において、「太陽電池発電所の対象事業実施区域の周囲 300 メートル程度の範囲内においては、対象事業実施区域内と同様な詳細な環境調査を行っており、この範囲内であれば、対象事業実施区域が移動しても環境に与える影響は把握できており、環境影響評価が大きく変わるおそれがない」とあり、本市においても同様であると考えております。
6	(2)軽微な修正の要件	事業の諸元「太陽電池発電所等区域面積の位置」は「太陽電池発電所等区域面積」で良いように思っています。ご確認お願いいたします。	ご意見を踏まえまして、事業の諸元を以下のとおり修正します。 変更後：太陽電池発電所等区域の位置 変更前：太陽電池発電所等区域 <u>面積</u> の位置 なお、環境影響評価法及び市条例の記載と整合を図っているため、「位置」は原案のとおりとさせていただきます。
7	(3)軽微な変更の要件	No.6 と同様です。	No.6 と同様です。

令和２年度第１回千葉市境影響評価審査会（書面審議）での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
8	(4)技術指針	廃棄物については、すでに技術指針に盛り込まれているとのことですが、事業終了時だけでなく稼働中にもパネルなど資材の交換が必要となり、ある程度の廃棄物が出るかと思います。特にパネルなどの大型廃棄物はどのような処理をするのでしょうか。パネルの耐久年数もあることから一度に大量の廃棄物が出ることも予想されます。こういったゴミの適切な処分について将来的な予測も検討されているのでしょうか。	技術指針の「表５ 項目別の予測・評価の手法」において、「廃棄物」の予測時期は「定常状態に達した時期及び供用開始後の影響が最大になる時期（当該時期が設定されることが出来る場合に限る。）」としていることから、現在の規定でも、事業終了時だけでなく、稼働中に発生する廃棄物の量を考慮した上で、影響が最大になる時期について予測・評価することとなっています。 なお、パネルなどの廃棄にあたっては、使用済太陽光発電設備の取扱い、解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立処分等について整理された「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成３０年１２月 環境省）等に基づき、適切に処理されると認識しています。